
7. 対応方針（原案）

○検証対象ダムの総合的な評価

検証対象ダムの総合的な評価を以下に示す。

- ・洪水調節について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案を明確に得られず、有利な案は「河道掘削案」と「利賀ダム案」であった。
- ・新規利水について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「利賀ダム案」である。
- ・流水の正常な機能の維持について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「利賀ダム案」であった。
- ・洪水調節、新規利水及び流水の正常な機能の維持の3つの目的を総合した評価において、最も有利な案は「利賀ダム案」である。

○パブリックコメント、関係住民及び学識経験を有する者からの御意見

パブリックコメント、関係住民及び学識経験を有する者からの意見聴取を行い、さまざまな観点から幅広い御意見を頂いた。これらの御意見を踏まえ、本報告書（素案）の修正等を行った。

○関係地方公共団体の長等からの御意見

（今後、「対応方針（原案）」の作成、及び利賀ダム建設事業の検証に係る検討に対する関係地方公共団体の長及び関係利水者からの意見聴取を実施し、その結果等により記述する予定。）

○事業の投資効果（費用対効果分析）

洪水調節については、「治水経済調査マニュアル（案）（平成17年4月 国土交通省河川局）」に基づき、また、流水の正常な機能の維持については、代替法にて算定を行い、利賀ダムの費用対効果分析を行った結果、全体事業におけるB/Cは1.5で、残事業のB/Cは2.5であることから、事業の投資効果を確認した。

○事業評価監視委員会からの御意見

（今後、「対応方針（原案）」の作成及び利賀ダム建設事業の検証に係る検討に対する北陸地方整備局事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果等により記述する予定）

○対応方針（原案）

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証に係る検討を行った結果、利賀ダム建設事業については「継続」することが妥当であると考えられる。